

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 施設の名称
はだの丹沢クライミングパーク
- 2 指定管理者とする団体
横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8
公益財団法人神奈川県公園協会
理事長 横 溝 博 之
- 3 指定の期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

はだの丹沢クライミングパークの指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公益財団法人神奈川県公園協会の概要について

1 設立年月日

昭和 50 年 3 月 20 日

2 従業員数

396 名（令和 8 年 6 月 1 日時点）

3 資本金

190,000 千円

4 事業概要

(1) 公益目的事業

ア みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等

イ 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等

(2) 収益目的事業

ア 公益目的事業を推進するための駐車場及び売店等の経営

イ その他目的を達成するために必要な事業

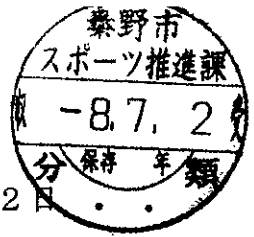
5 指定管理者として管理してきた類似施設（過去 5 年間）

(1) 神奈川県立都市公園（秦野戸川公園等、県内全 18 公園）

(2) 神奈川県立山岳スポーツセンター

(3) 神奈川県立秦野ビジターセンター

(4) 神奈川県立西丹沢ビジターセンター



令和8年7月2日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市スポーツ推進審議会

会長 知 念 嘉 史



はだの丹沢クライミングパーク次期指定管理者の選定について

(答申)

令和8年6月29日付けFNo. 0・0・6 (甲) において諮問のありましたこのことについて、はだの丹沢クライミングパーク条例第18条第2項の規定に基づき、次のとおり答申いたします。

なお、はだの丹沢クライミングパークの運営に当たっては、平日の利用者増加に向けて、高齢者の利用しやすい課題の設定など、より一層の工夫を求めるとともに、クライミングの普及推進及び裾野拡大を図るため、初級者を見越した事業の充実を進めてください。また、施設維持管理費が年次減少していますが、植木等の管理含め、中長期的な視点に立った老朽化対策と安全水準の維持に努め、安全、安心な施設運営を図られるよう要望いたします。

1 指定管理者候補者

- (1) 名称 公益財団法人 神奈川県公園協会
- (2) 代表者 理事長 横溝 博之
- (3) 所在地 横浜市中区扇町三丁目8番地8

はだの丹沢クライミングパーク
指定管理者指定選定結果報告書

令和8年6月
秦野市スポーツ推進審議会

1 趣旨

はだの丹沢クライミングパークの管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びはだの丹沢クライミングパーク条例（令和元年12月23日条例第12号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、市が指定した指定管理者が施設の管理に関する業務を実施しており、指定管理期間の終了に伴い、指定管理者を募集したものである。

2 施設設置目的

市民の健康増進及び表丹沢の魅力向上並びにクライミングの普及振興を図ることを目的とする。

3 対象施設の概要

(1) 名称及び所在

名称 はだの丹沢クライミングパーク

所在地 秦野市戸川1398番地（県立秦野戸川公園内）

(2) 施設の規模

ア 敷地面積 7,932.13㎡

イ 建物面積 建築面積496.06㎡

延床面積460.44㎡

ウ 構造等 軽量鉄骨造1階建

エ 主要施設 クライミングウォール

（幅20m×高さ約5m）2面

事務室、更衣室、トイレほか

4 選定までの経過

日程	内容
令和8年4月 3日（金）	公募開始
令和8年4月16日（木）	現地見学会（2者参加）
令和8年6月 3日（水）	申請書受付期限（1者申請）

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）	秦野市スポーツ推進審議会（秦野市指定管理者選定評価委員会として申請者のプレゼンテーションの内容を審査し、指定管理者を選定）
---------------------	---

5 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

6 応募資格

応募資格は、法人 若しくはその他の団体又は複数の法人等により構成された共同企業体で、次の各号の要件を全て満たす者とした。

- (1) 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生・更生手続中でないこと。
- (4) 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成 2 3 年秦野市条例第 1 8 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (6) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過していること。
- (7) 現地見学会に参加していること。

7 審査方法及び結果

- (1) 審査方法

事業者から提出された事業計画書等の内容をあらかじめ定めた審査項目別に秦野市スポーツ推進審議会において評価し、全委員の評点の平均点を基に選定する方法とした。

(2) 審査結果

慎重かつ公正な評価をした結果、公益財団法人神奈川県公園協会を指定管理者の候補者として選定した。

公益財団法人神奈川県公園協会 112.1点／125.0点
(詳細は別紙「はだの丹沢クライミングパーク指定管理者選定
評点集計表」のとおり)

はだの丹沢クライングパーク指定管理者選定 評価集計表

評価項目		審議会委員No.										平均点
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
Ⅰ サービスの向上	(1) 指定管理業務実施に当たったの考え方、運営方針等	10	10	10	10	10	8	10	8	9	8	
	(2) 施設等の維持管理、業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	9	10	10	9	10	8	8	8	9	8	
	(3) 利用促進のための取組	15	10	8	15	15	12	14	12	14	12	
	(4) 自主事業の内容等	15	13	12	13	15	12	13	13	14	13	
	(5) 利用料金の設定・減免の考え方	5	5	5	5	5	4	5	4	4	5	
	(6) 利用者対応・サービス向上の取組	10	8	8	10	10	8	9	9	10	10	
	(7) 日常の事故防止、緊急時の対応	5	5	5	5	5	4	5	4	5	5	
	(8) 災害への対応	5	5	4	5	5	4	3	4	4	5	
	(9) 地域と連携した魅力ある施設づくり	15	13	12	13	15	13	10	12	14	13	
小計(90点満点)		89	79	74	85	90	73	77	74	83	79	80.3
Ⅱ 管理経費の削減等	節減努力等	10	8	10	10	10	7	10	9	8	9	9.1
	(1) 人的な能力、執行体制	10	8	8	10	10	7	10	9	8	8	
	(2) 財政的な能力	5	5	5	5	5	3	5	4	5	4	
	(3) コンプライアンス、社会貢献、個人情報保護	4	5	5	5	5	4	5	4	5	5	
Ⅲ 団体の業務遂行能力	(4) これまでの実績	5	5	5	5	5	4	5	4	5	3	
	小計(25点満点)	24	23	23	25	25	18	25	21	23	20	22.7
	合計(125点満点)	123	110	107	120	125	98	112	104	114	108	112.1
全体得点(1250点)		1121										1121
平均点(各委員の合計÷委員人数)		112.1										112.1



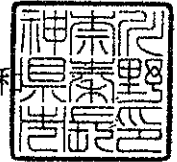
FNo.0・0・6（甲）

令和8年6月29日

秦野市スポーツ推進審議会

会長 知 念 嘉 史 様

秦野市長 高 橋 昌 利



はだの丹沢クライミングパークの指定管理者の選定について
（諮問）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びはだの丹沢クライミングパーク条例（令和元年12月23日条例第12号。）第15条の規定に基づき、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を指定期間とするはだの丹沢クライミングパークの指定管理者の選定について、貴審議会の答申をいただきたく諮問いたします。

事業計画書（概要版）

申請者 公益財団法人 神奈川県公園協会

I サービスの向上**（１）指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等****ア 基本的な考え方**

本施設の設置目的「市民の健康増進」・「表丹沢の魅力向上」・「クライミングの普及振興を図る」、及び「第 3 期秦野市スポーツ推進計画」の基本理念を踏まえ、その機能を最大限に発揮させる管理運営を行います。

神奈川県山岳連盟と連携し、スポーツクライミングの普及・振興及び競技力向上に寄与するとともに、初心者から上級者まで幅広い利用者が安心して利用できる環境整備に取り組みます。小田急電鉄と連携し、交通事業者ならではの地域に密着した広報や利用促進等に取り組むことで地域の活性化に貢献します。

イ 山岳スポーツセンター等と一体となった管理運営

山岳 SC をはじめ、秦野戸川公園や秦野 VC の指定管理者として、連携しながら一体的な運用を行うことで、全国的なスポーツクライミングの聖地としての魅力を高め、市民の健康増進や表丹沢の魅力向上と観光振興、クライミングの普及振興と利用者の裾野の拡大を図っていきます。

ウ 公の施設としての公共性、平等性、公益性を踏まえた施設運営

当協会の公益法人としての目的に沿って、社会環境の変化や市の重要施策も念頭に置き、公の施設としての公共性・平等性の発揮に努めます。

（２）施設等の維持管理、業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等**ア 施設特性を生かす維持管理の考え方**

■施設の特性 秦野戸川公園内に位置／子ども（小中学生）と幼児の利用が多い／幅広いレベルの利用者／施設前に大きな芝生広場／裏側に樹林地

■維持管理の考え方 利用者の安全を最優先／幅広い利用者が楽しめるルートセット／公園と一体化した豊かな自然環境の中でのプレー環境の提供／公園・周辺施設との一体管理等による経費節減

イ 幅広い利用者が安全に楽しめるプレー環境の提供

■ボルダー壁・マットの維持管理 ■魅力あるルートセット ■きめ細かな清掃により快適で衛生的な環境を維持

ウ 秦野戸川公園と一体となった豊かなみどり空間の提供

■豊かなみどり空間の提供 ■公園との一体管理による経費の節減

エ 設備の保守管理・巡視・警備

■計画的な保守点検・修繕の実施 ■閉館時や休業日の警備体制

オ 業務の一部を委託する場合の考え方

■直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託 ■高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託

カ 当協会の一般的な委託先の選定方法

■公募型競争入札を基本とした適正な選定 ■委託先の信頼性・業務水準の確保

（３）利用促進のための取組**ア 本施設の利用動向と利用促進方針**

■利用動向の分析 年代・平日休日別の分析／利用頻度別の分析

■利用促進方針 子どもから高齢者までライフステージに応じた利用促進／競技レベルや志向に応じたクライミングの普及振興／平日の利用促進

イ ライフステージに応じた利用促進

■幼児と一緒に楽しめる利用環境の整備 ■小中学生へのスポーツクライミングの普及 ■地域の中・高等学校の部活動をサポート ■大人がクライミングに親しむ機会の創出 ■ボルダーを通じた高齢者の健康増進

ウ 競技レベルや志向に応じたクライミングの普及振興

■レベルに応じたボルダー教室 ■次世代アスリートの育成 ■市や県を代表する大会の開催及びサポート ■オリンピックのレガシーの継承 ■志向に応じた支援ステップアップの支援／付き添いの方により興味を持ってもらう工夫

エ 平日の利用促進

平日お試し体験／秦野戸川公園のイベント「いつも誰かの誕生日」で平日無料利用券を配布／平日限定の割引料金の設定／高齢者向けの無料体験会の開催／平日のキッズスクール開催／市内在勤者のボルダー教室参加を無料化

オ 山岳 SC・秦野 VC・秦野戸川公園と協働した利用促進

■ボルダー経験者向けにリードクライミング体験イベントを開催＜CP×山岳 SC＞
■各施設の魅力を活かした合同イベントの開催＜CP×山岳 SC×秦野 VC×公園＞
■山岳スポーツセンターと連携した大会の実施＜CP×山岳 SC＞

カ 利用者サービスの向上

■魅力あるサービスの提供 ■専用駐車場の確保 ■障がい者の利用促進

キ 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

■ターゲット別の広報 広域からの誘客／秦野市民や市内団体等への広報／山岳連盟等と連携したクライマー向けの広報／教育機関への利用呼び掛け／ファミリー層の利用促進 ■山岳 SC、秦野戸川公園、秦野 VC と連携した広報 ホームページ、SNS の活用／広報チラシや情報誌の活用

ク 指定管理期間中の年度の目標来館者数

■令和 12 年度には秦野市スポーツ推進計画において掲げられた目標来場者数 30,000 人を達成

（４）自主事業の内容等

■窓口での物販 ■有料イベントの開催 ■キッズスクールの開校 ■キッチンカーの出店 ■自動販売機（附帯業務）

（５）利用料金の設定・減免の考え方

はだの丹沢クライミングパーク条例及び施行規則で定められた範囲内で利用料金を設定し、各種サービスデー等を設けることで平日や閑散期の利用促進に努めます。

（６）利用者対応・サービス向上の取組

ア 接客や情報共有、利用者との対話によるサービスの向上

■初めて利用する方にも分かり易い丁寧な対応 ■接客や情報共有、利用者との対話による利用者サービスの向上 ■初心者講習の実施 ■シフト調整や「混雑状況通知サービス」による混雑時の対応

イ 平等な利用の確保

■公平・公正な利用機会の確保 ■利用者の多様な状況に配慮したユニバーサルなサービス提供とルールの周知徹底 ■安全で快適な環境を整備

ウ 利用しやすい環境の整備

■誰もが安心・快適に施設利用できる取組を実施

エ ユニバーサルなサービスの提供

■障がい者への対応 ■高齢者や子育て世代への対応 ■外国人利用者への対応

オ ユーザーニーズ・相談や苦情等への対応と事業等への反映の仕組み等

■相手の立場に立った丁寧かつ誠実な対応、知識や経験を有する職員による対応、継続的な業務改善

（７）日常の事故防止、緊急時の対応

ア 事故防止の体制

■館長を危機管理責任者とした体制の確立 ■関係機関や地域等と連携した体制の強化 ■事故・不祥事防止会議の実施

イ 具体的な事故防止・防犯の取組

■競技経験者の配置、施設の巡視、初心者講習等 ■防犯の取組 ■防火の取組

ウ 事故発生時の具体的対応

■人命を優先とした迅速な対応 ■市への報告と事故原因の調査 ■再発防止

エ 事故防止に向けた職員研修

■安全衛生推進者の配置 ■新規採用職員への教育 ■定期的な研修 ■外部研修の受講

オ 急病人が生じた場合の具体的対応

対応の流れ／主な傷病人対応の具体例／近隣医療機関の情報把握と提供

カ 救命に関する職員研修と備え

■救命講習の受講 ■防災訓練等における AED 取扱い訓練の実施 ■AED と救急キットの確実な配備

キ 感染症に対する対応方針

■各感染症に応じ、まん延防止のための衛生管理

（８）災害への対応

ア 台風の接近、大雨土砂災害に関する対応

リアルタイムな情報収集／状況に応じた対応／山岳 SC や秦野戸川公園と連携した対応

イ 熱中症警戒アラートへの対応

情報収集／事前準備／館内の室温上昇防止／利用者への注意喚起等／発生時対応フローの整備／連絡体制の整備

ウ 大規模震災・火災への対応

■防災訓練、職員教育 ■避難者等の受け入れ ■高速道路を活用した災害支援への協力 ■要配慮者への対応 ■平常時の事前対策 ■BCP（事業継続計画）の作成と緊急時の人員体制維持

（９）地域と連携した魅力ある施設づくり

ア 地域と連携した表丹沢の魅力向上

■地域団体等との連携体制の構築 ■地域団体等と連携した取組 秦野市スポーツ協会／神奈川県山岳連盟／秦野市観光協会／小田急電鉄株式会社 ■地域に愛される施設づくり 地域住民との連携・PR／地元企業への働きかけ／教育機関の活動支援、子育て世代への情報発信／警察・消防と連携した安全安心な施設運営 ■表丹沢エリアの活性化拠点としての魅力発信 ■秦野市電子地域通貨「OMOTAN コイン」の導入 ■地域人材の協力を得た魅力の発信

イ 山岳 SC・秦野戸川公園・秦野 VC と協働したスポーツクライミングの普及と地域活性化

■クライミング・山岳スポーツ拠点としてのイベント開催 ■「４館調整会議」と「４者会議」による相互利用促進

ウ 市内事業者の活用・市民の雇用

■県内（地域）企業への委託の考え方 ■高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託 ■地元人材の優先的採用 ■地域事業者と共に賑わいを創出

Ⅱ 管理経費の削減等

節減努力等

施設の特性を熟知した職員による直営作業を基本とし、計画的な修繕と保守点検、集約発注等により管理経費を削減／利用料金収入の向上に取り組む

Ⅲ 団体の業務遂行能力

（１）人的な能力、執行体制

ア 人員配置の考え方

■館長は施設運営の総括責任者として対外調整及び危機管理を担い、安定的な運営を確保 ■スポーツクライミングに関する専門的知識と経験を有する人材を配置

イ 管理運営体制

■日常清掃や巡回等の業務は配置人員によって実施 ■設備保守点検、警備業務など、専門的な技術や資格等を要する業務は外部委託 ■受託者に対し、適切な指導監督を行い、安全管理やコンプライアンスの徹底を図る

ウ 人材育成、職員の資質向上に向けた研修

■研修・資格取得支援による人材育成 ■就労意欲向上の取組 ■職員の採用 ■労働環境の確保の取組

（２）財政的な能力

■長期的にも、短期的にも安定した運営を継続的に行える財政基盤

（３）コンプライアンス、社会貢献、個人情報保護

ア 施設の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備 ■「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底 ■公益通報（内部通報）制度の整備

イ 指定管理業務を行う際の環境への配慮

■気候変動抑制への貢献 ■生物多様性保全による自然共生社会への貢献 ■循環型社会形成への貢献 ■普及啓発と協働の推進 ■環境マネジメントの体制と実効性を担保するシステム

ウ 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

■事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮、地域の活性化に繋げる

エ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

■誰もが安全安心に楽しめる公園管理 ■クライミング教育 ■業務における環境負荷軽減 ■スポーツプログラムの提供 ■地域の情報発信による活性化

オ 個人情報保護についての方針

■個人情報の保護に関する法律によるほか、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程をはじめ諸規程により、個人情報の適正な保護に取り組む。

（４）これまでの実績

■都市公園指定管理 18 公園、県立山岳スポーツセンター、県立ビジターセンター 2 施設 ■管理受託公園等 3 施設（本施設を含む） ■その他にクライミング・山岳関連イベントの開催実績複数あり